

議事要旨(2) 企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬専門委員長及び秋葉主席研究員より、企業結合専門委員会では、プロジェクト計画表にて企業結合（ステップ2）とされている企業結合等の会計処理の見直しについて、7月を目途に論点整理の公表に向けて検討を進めていることと、審議事項(2)「企業結合専門委員会における検討状況について」の説明がなされた後、次のような議論が行われた。

（【論点 3-1】取得原価の配分－認識原則について）

- ・ 国際的な会計基準における取扱い 2. ③（企業結合とは別の取引として掲げられている例）について具体的にはどのようなものかという質問があった。この点につき、事務局側からは、取得企業が取得に関連するサービスを被取得企業から提供してもらい精算したような取引が想定されている旨の説明がなされた。

（【論点 3-2】取得原価の配分－測定原則）

- ・ 我が国の会計基準とは異なり、国際的な会計基準では、条件付取得対価も暫定的な会計処理の対象となるため、論点として扱う必要があるのではないかという意見があり、事務局側からは、前回説明した【論点 2-2】条件付取得対価の見直しにも関連しており、併せて検討していく旨の説明がなされた。

（【論点 3-3】取得原価の配分－売却目的で保有する資産）

- ・ まず、通常の売却目的で保有する資産の測定について会計基準を整備し、企業結合会計ではこれを踏まえるのがよいのではないかという発言があった。この点につき、事務局側からは、現行の減損会計基準において単独でグルーピングされ、時価から処分費用見込額を控除した額で測定されることで対応されるため、財務諸表表示専門委員会では表示を中心に検討される見込みであり、企業結合会計でこの論点を扱うことが考えられる旨の説明がなされた。

（【論点 3-4】取得原価の配分－少数株主持分（全部のれんの可否））

- ・ ある委員から、全部のれん方式は少数株主持分に係る自己創設のれんの計上という問題があることや、平成9年連結原則における親会社説の考え方と整合しておらず問題があるという意見があった。一方、他の委員からは、米国会計基準を採用する企業との比較可能性のため、全部のれん方式を容認してもよいのではないかという意見があった。

この点につき、事務局側からは、専門委員会の議論では、基本的に現行の購入のれん方式を維持しつつ、償却や減損により同様の結果になる A-2 案（少数株主持分の時価を比例的に算定する方法）を容認する見解も多かったこと、論点整理では、様々な見解を示して議論に資するため、親会社説などの考え方に固執せずに整理し、一般の市場関係者に広く意見を求めていく旨の説明がなされた。

以 上